

議 案 第 99 号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に準じ、補償基礎額に係る扶養親族加算額を改定するため。

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「若しくは第2項」の次に「（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）」を加え、「（同法第36条」を「（同法第30条の2及び第36条第8項」に、「従事し若しくは」を「従事し、若しくは」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条第3項中「、第1号」の次に「又は第3号から第6号までのいずれか」を加え、「333円を」を「1人につき217円を」に、「267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき217円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び扶養親族たる者がいない場合には、そのうち1人については300円）」を「333円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松戸市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。